平成２５年（フ）第６５４号
千葉県柏市豊四季299番地13　豊エステートＡ－２号
債務者　中野美枝子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６７４号
千葉県流山市野々下４－880－６　テラス野々下105、住民票上の住所千葉県柏市豊四季185番地９　ダイアパレス豊四季駅前404号
債務者　中山　　章
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２５６号
広島県福山市川口町１丁目５番１号
債務者　奥山　博記
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２５９号
広島県福山市東川口町２丁目11番10号
債務者　岸根　千代
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２６０号
広島県福山市春日町５丁目10番26―101号
債務者　がんこらーめんこと　梶浦　政彦
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４４号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地125
債務者　森田　憲二
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第７０号
福岡県直方市大字中泉735番地３　市住1192号
債務者　長岡　　裕
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第４０１号
沖縄県那覇市字安里388番地
債務者　前平　典子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１号
沖縄県浦添市屋富祖１丁目３番12―301号　丸栄アパート
債務者　又吉　　恵（旧姓奥本）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２５１号
神戸市中央区八雲通６丁目１―13　村山グリーンハイツ301黒梅方、住民票上の住所兵庫県西宮市山口町名来１丁目19番15号　フォレストヴィラⅠ―103号
債務者　森　　生一
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９０６号
神戸市東灘区北青木１丁目１番１―212号
債務者　三浦　弥生
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９２２号
神戸市北区鈴蘭台西町３丁目１番12―201号
債務者　倉　　浩子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９号
兵庫県篠山市黒岡501番地１　カンパーニュ黒岡Ｂ棟205号
債務者　久保山祐二
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
福岡県嘉麻市鴨生156番地55　鴨生藤見台県営住宅10103号
債務者　田中　友佳
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第７９５号
北九州市小倉北区大門１丁目６番48号
債務者　金子　　力
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１９号
大分県佐伯市弥生大字井崎1608番地　メゾンとがむれ11号室
債務者　井元　りえ
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
長野県飯田市桜町２丁目７番地
債務者　島田　和代
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　長野地方裁判所飯田支部